

[広報資料]

「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」の期限切れへの
対応に関する要望について

平成17年7月4日
社団法人日本フランチャイズチェーン協会
日本チェーンストア協会

社団法人日本フランチャイズチェーン協会と日本チェーンストア協会は、「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」の期限切れへの自由民主党の対応に関する要望を別紙のとおり急遽取りまとめ、本日、与・野党の国会議員に配布いたしましたので、お知らせいたします。

(お問い合わせ先)

社団法人日本フランチャイズチェーン協会（事務局長・磯野）

TEL：03-5777-8701 FAX：03-5777-8711

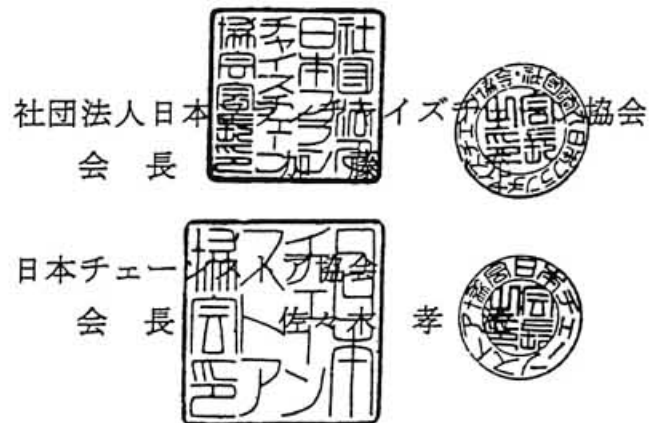
日本チェーンストア協会（理事・今野）

TEL：03-5251-4600 FAX：03-5251-4601

17JFA 協-第053号
JCA-17-発第003号
平成17年7月4日

「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」

の期限切れへの対応に関する要望



「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」は、緊急の措置として、酒類小売業免許の付与の制限及び酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置をとり、規制緩和の円滑な推進に資することを目的とし、2年間の時限立法として制定されました。

今般、8月31日をもってその効力を失うこととなる同法の附則に経過措置を置き、現行の地域指定1,274地域を1年間延長するための議論が自由民主党において行われていることを知り、まことに信じ難く驚愕に堪えない思いです。

私どもは、同法の施行後2年間にわたり、同法の目的である酒類の販売に関して手厚く保護されてきた酒類小売業者における経営改善の進捗状況等について、「公表し評価を受けるべきである」と再三主張してきました。

しかしながら、そのことは全く無視され評価がなされないまま、「改善等を図るための期間としては2年間程度必要と考えられるため、現在指定されている地域を更に1年間延長する」との改正案が検討されています。

本改正理由は、平成15年9月以来3年間にわたり指定されようとしている425地域を含んでいることとなり大きな矛盾を含んだものでもあります。

こうした矛盾を含む法改正を容認するとしたならば、同法に限らず他の法律でもこのような経過措置をとることが頻繁に行われる前例となり、法に対する国民の信頼は至って希薄なものになると危惧します。

更に、議員立法とは言え、このような改正案が関係する事業者等からの意見を一度も聴取することなく、一部関係者の思惑により、効力を失う日を定めた法律を短兵急に、かつ朝礼暮改的に改正しようとすることは、良識ある対応とは言えず到底理解できるものではありません。

我が国が法治国家であることは世界の人達の知るところであり、それ故、世界各国に信頼されている我が国の立場を、立法府である国会が「良識ある法の制定のあり方を崩壊させる」ことによって、国内外の信頼を失わせることにもなると危惧しています。

また、低迷する経済環境下で、経営難の克服のため鋭意努力している小売業者等事業者は酒類小売業者に限られたものではなく、「他の事業に従事している者との間で引き続き差別化を図ろうとする真意は何か」について大きな疑問を抱かずにはいられません。

よって、良識ある考えを堅持し、真に法の制定のあり方を見つめ直し、拙速な対応をとることに至らぬよう強くお願い申し上げます。

以上



酒類販売に係る緊急調整地域の指定について

平成 16 年 8 月 27 日

日本チェーンストア協会

会 長 川 島 宏

1. 全国の酒類販売地域 3,383 地域のうち、約 4 割に当たる 1,274 地域が、本日、「緊急調整地域」として指定された。昨年度の 922 地域を上回る予想以上に多い地域指定である。これらの地域では、新たな免許の付与や他の地域からの移転が 1 年間にわたって制限され、自由な事業活動と生活者の利便が阻害されることは大変に残念である。

2. 緊急調整地域は、酒類小売業者の経営改善を促すための措置として設けられたが、昨年度指定を受けた地域における事業者の経営改善計画の進捗状況については未だ公表されておらず、本来の法律の趣旨が達成されているかどうか、不透明な状況にある。その中で本年度も多くの地域が緊急調整地域として指定を受けたことは問題であると言わざるを得ません。

また、中間集計の公表段階（8 月 5 日）には経営改善計画の提出がゼロであった地域が、指定までの短期間に改善計画が多く提出され、相当の地域が緊急調整地域として指定を受けたことは、恣意的な事態と思わざるを得ません。

3. 緊急調整地域の指定は、あくまでも規制緩和を円滑に進めるために、経営改善に向けた酒類小売業者の自発的な取り組みを促すための措置であると承知しているが、国税局並びに税務署におかれては、経営改善に係る当該事業者の取り組みを一定期間ごとに評価して情報開示するなどして、公平性・透明性を確保して制度の運用に当たられるよう強く要望したい。

4. なお、当協会は、昨年 9 月以来行なっている酒類販売管理研修の着実な実施と、未成年者の飲酒防止等の適正な販売管理に一層努力する所存であるが、平成 10 年 3 月 31 日の規制改革推進に関する閣議決定の趣旨に即した健全な酒類販売体制が早期に確保されるよう強く期待している。

以上

「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」
及び同法「施行令」で定める「緊急調整地域」の指定要件

【「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」抜粋】

(緊急調整地域の指定)

第三条 税務署長は、次に掲げる要件に該当する地域を、緊急調整地域として指定することができる。

- 一 当該地域において酒類の需要に対してその供給能力が著しく過剰であり、当該地域に存する酒類小売販売場（酒類小売業免許について酒税法第九条第二項の規定により期限が付されている酒類小売販売場その他の政令で定める酒類小売販売場を除く。以下この項において同じ。）のうちに酒類の販売数量の減少が著しいこと等により酒類の販売業の継続が困難な酒類小売販売場が占める割合が著しく高い場合として政令で定める要件に該当すること。
- 二 当該地域に存する酒類小売販売場の過半数について、財務省令で定めるところにより、次に掲げる事項について定められた経営の改善のための計画が酒類小売業者から税務署長に提出されていること。

(以下略)

【「緊急措置法施行令」第3条で定める要件】

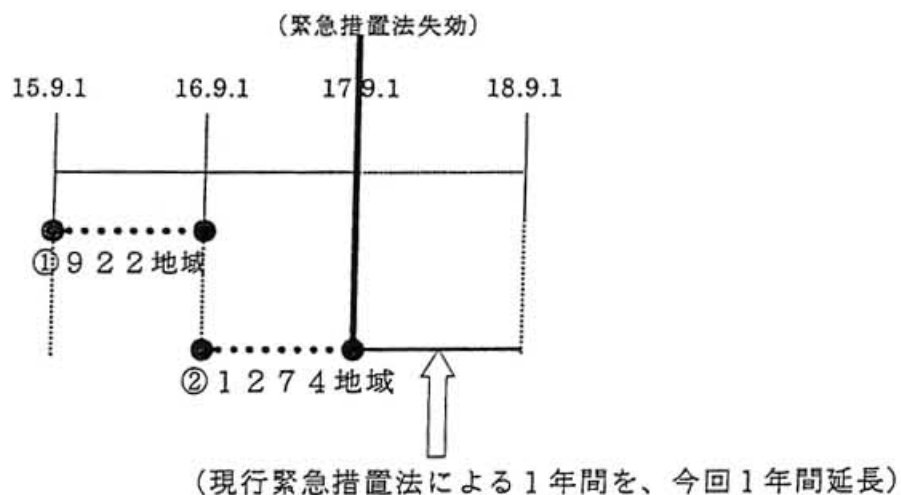
- ① 新規に免許の付与等が行われており、かつ、前年度(平成15年度)の当該地域における一酒類小売販売場当たりの「平均小売販売数量」が、その前3年間(平成12~14年度)の平均値に比べ10%以上減少していること(「供給過剰要件」)
- ② 前年度の小売販売数量が、上記割合で減少している酒類小売販売場の占める割合が2分の1を超えていること(「販売業継続困難要件」)
- ③ 当該地域に存する酒類小売販売場の過半数について、経営改善計画が提出されていること(「計画提出要件」)

「酒類小売業者の経営の改善等に関する 緊急措置法」の改正について

【改正案の内容】

- 現在緊急調整地域として指定されている1274地域について、その指定の有効期間を、1年間延長すること。

※ 緊急措置法自体は8月31日をもって失効するが、附則に経過措置を置くこととする。



【理由】

緊急調整地域の指定の有効期間は1年間となっているが、緊急調整地域の酒類小売業者が経営の改善等を図るための期間としては、1年間では十分でなく、2年間程度は必要と考えられるため、現在指定されている地域について、指定の有効期間を1年間延長することとする。